

会 議 録

会 議 名 (審 議 会 等 名)		平成29年度 川西市社会福祉審議会(第3回)	
事 務 局 (担 当 課)		健康福祉部 福祉推進室 福祉政策課	
開催日時		平成29年10月18日(水)	
開催場所		川西市役所 4階 庁議室	
出席者	委員	明石委員 小田委員 橘田委員 多久和委員 安田委員 片峰委員 藤末委員 藤木委員 酒井委員 丸山委員 中井委員 五嶋委員 村瀬委員 福島委員	
	その他	社会福祉協議会 北村	
	事務局	健康福祉部長 根津 福祉推進室長 岡本 福祉政策課長 上西 福祉政策課長補佐 曾我 福祉政策課 足立 ジャパンインターナショナル総合研究所 荒井	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0人
傍聴の不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	1. 開会 2. 報告 地域福祉市民フォーラムの実施報告 地域福祉計画に関連する各課の取組状況 3. 議題 第5期川西市地域福祉計画の素案について その他 4. その他 5. 閉会		
会 議 結 果	別紙のとおり		

審 議 経 過

事務局	<p>皆様こんにちは。まだ2名程お越しになっておられない委員がおられますけれど、定刻が参りましたので、ただ今より、平成29年度川西市社会福祉審議会第3回目を開催させていただきます。本日はお忙しいところご出席賜りありがとうございます。本日、あらかじめ川島委員・松尾委員・中西委員の3名が所用によりご欠席とご連絡をいただいております。当審議会は委員17名で構成いたしておりますところ、本日は14名が出席されるということで、半数を超えておりますので、今回は成立ということになりますのでご報告を申し上げます。また「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」第10条の規定に基づきまして、会議公開を行っておりますが、その会議録を迅速かつ正確に行うため審議会の様子について録音をさせていただきます。ご了承賜りますようよろしくお願いいたします。それでは続きまして、皆様のお手元の資料のご確認をさせていただきます。事前に送付させていただきましたA4、1枚のレジュメ、それから第5期川西市地域福祉計画の素案と書いてあるものです。それと、本日机の上に置かせていただいております、うぐいす色の「第12回川西市地域福祉市民フォーラム」の資料、資料1「川西市子ども・子育て計画 中間年の見直し(案)の概要」、資料2「(仮称)第7次川西市障がい者福祉計画の策定について」、資料3「(仮称)川西市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定について」、資料4「平成29年度社会福祉審議会報告用資料」ということで健幸まちづくり計画の資料でございます。A4横の資料5第5期計画と第4期計画の対照表、同じく横の資料6「新しい包括的・総合相談支援体制」のイメージ図案1、案2と書いております図でございます。最後に「第5期川西市地域福祉計画素案へのご意見」と、以上が本日の資料となっております。ご確認いただきまして、お手元に無いようでしたら事務局の方からお届けさせていただきたいと思っておりますのでご確認いただきますようよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか、それでは川西市長より今回の川西市地域福祉計画の改訂につきましての諮問を、健康福祉部長から行わせていただきます。</p>
根津部長	<p>よろしくお願いいたします。川西市社会福祉審議会会長明石隆行様、川西市地域福祉計画改定にあたり川西市社会福祉審議会規則第2条の規定に基づき貴審議会でも意見を求めます、川西市長大塩民生。</p>
事務局	<p>どうぞよろしくお願いいたします。それではここからの議事進行は明石会長にお願いしたいと思います。明石会長どうぞよろしくお願いいたします。</p>

<p>明石会長</p>	<p>皆さんこんにちは。お忙しいところ、大変ご苦労様でございます。ただ今、当審議会に対しまして、市長さんから川西市地域福祉計画の改訂について諮問を受けました。委員の皆様方からご意見をいただき、川西市地域福祉計画の策定をして参りたいと思いますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。それでは議事に入らせていただきますけれども、4時にはぜひとも終わりたいと思っておりますので、進行につきましてご協力よろしくお願いしたいと思います。本日の次第でございますけれども、大きくは報告と議題ということで準備がされておりますが、次第2の 地域福祉市民フォーラムの実施報告の方から事務局の方からご報告をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>すいません、大変失礼をいたします。福祉政策課の曾我と申します。私のほうからご報告をさせていただきます。お手元に色刷りの冊子をお配りしておりますので、そちらのほう表紙をめくっていただきましたら、目次がございますのでそちらをご覧ください。第12回川西市地域福祉市民フォーラムですが、平成29年9月29日金曜日13時30分から文化会館大ホールで行いました。テーマはそこの1番上にありますように、「地域福祉計画～笑顔でつながるまちづくり～」と題して行いました。具体的な内容ですけれども、まず行政説明として、地域福祉計画策定に向けて市民アンケートと地区別ワークショップがちょうどタイミング的に終えましたので、ここから見えてくるものについてご説明をさせていただきました。そして次に、基調講演として「地区福祉計画のこれまで・これから～地区福祉員会のBefore・Afterに寄り添って～」ということで、関西学院大学人間福祉学部名誉教授牧里毎治先生にお越しいただきまして、講演を行っていただきました。そして、その次にパネルディスカッションとして、各地域で取り組みをなさっている団体さん4団体さんに来ていただきまして、まず各団体での取り組み状況を発表いただきまして、牧里毎治先生のコーディネートでパネルディスカッションを行いました。お越しいただいた団体さんとしては清和台地区福祉委員会さん、川西市ファミリーサポートセンターさん、NPO法人川西市手をつなぐ育成会さん、コープこうべさん、以上4団体に来ていただきました。こちら来場者数は資料には無いんですけれども、総勢で266名お越しいただきました。うち福祉委員会が149名、民生委員の方、協力委員さんを含めて77名、一般の方40名のご来場がありました。報告につきましては以上です。</p>
<p>明石会長</p>	<p>市民フォーラムについてご報告がありましたけれども、ご意見ご質問ございますでしょうか。当日ご出席いただいた方もいらっしゃるかと思うん</p>

ですけれども、よろしいでしょうか。ご意見無いようでございますので次に進ませていただきたいと思います。次第2の 地域福祉計画に関連する各課の取組状況の報告についてです。事務局説明をお願いします。

事務局

福祉政策課の上西です。よろしくお願いいたします。本日は、まず各課の方から状況を報告していただくということで、4課から出席をいただいております。報告は、お渡ししております資料番号順に行わせていただきますので、それぞれ担当課名と名前を発言いただいたのちに、5分位で報告の方、順次させていただきますのでよろしくお願いいたします。

失礼いたします。こども未来部子ども・若者政策課長の岩脇と申します。子ども・若者政策課からは、お手元に資料1をお配りしております。2点の計画についてご報告をさせていただきます。まず1点目は、川西市子ども・子育て計画についてであります。今年度実施予定としております本計画の中間年の見直しに関する内容を中心にご説明をさせていただきます。資料1の1ページをご覧ください。1の「計画の見直しにあたって」というところで記載をしておりますが、まず本計画推進に関するこれまでの経過についてであります。平成27年4月の本計画策定以降、特に保育所待機児童の解消に向けましては、本計画に沿った取り組みを進めてまいりまして、今年4月にはこれまで保育施設の無かった緑台中学校区内に、民間の認定こども園が開設されますなど、この2年間で168名の保育定員の増加を図ってまいりました。しかしながら、その間保育ニーズが策定当初の想定を大きく超えて増加いたしましたことなどから、目標の達成時期として当初掲げておりました今年4月時点において保育待機児童の解消には至っておらない状況でございます。この現状を受けまして、この度、内閣府から示されました基本指針に従う形ではありますが、本計画の中間点にあたりまして今年度におきまして、平成30年度及び31年度の事業計画に関する内容を改定することとしておりまして、現在その改定案に対し市民の皆様方から意見を募集する、いわゆるパブリックコメントを実施させていただいているところでございます。計画改定の主な内容であります。残りの計画期間にあたりまして、平成30年度及び平成31年度について、直近の人口動態を反映した推計児童数を新たに算出いたしました。それに基づく保育などの量の見込みとその提供体制の確保方策に関して、所要の補正を行おうとするものであります。資料の2ページ目には、この度新たに算出いたしました推計児童数を記載しております。また続きまして3ページ目には、同じく新たに算定をいたしました、教育・保育の量の見込みとその確保方策について市全域をまとめた数値として表にして記載をしております。見直し後の内容といたしましては、今後も保育の利用希望率は上昇傾向にございまして、またそちらの表の確保方策の欄につきましては

計画最終年度にあたります平成 31 年度には量の見込みと確保方策の差がゼロとなりますよ、つまり保育の待機児童が解消されるよう保育施設の整備事業を推進するものとして記載をしておりますが、そのための施設の立地、あるいは設計といった具体的な内容につきましては今後検討を進めて参ります。この他、資料の 4 ページから 6 ページに記載してございます「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策」につきましても同時に見直しを行っております、こちらの方は平成 27 年度以降の各事業の実績値を基本といたしまして、それぞれ想定するニーズを踏まえて新たに算出をしているところでございます。1 点目、子ども・子育て計画につきましては以上であります。続きまして、川西市子ども・若者育成支援計画についてでございます。お手元の資料では、続きましての資料 1 の最後につけております A 3 の 2 枚ものになっております。この計画につきましては、子ども・若者育成支援推進法に基づいて作成したものでありまして、概ね 30 歳未満のものを対象とした子ども・若者の健やかな育成、あるいは社会生活を円滑に営む上で困難を有する 40 歳未満のものに対する支援などに関する方針や実施事業を示したものでございます。現計画は平成 25 年 4 月にスタートいたしまして、5 か年を計画期間としておりますことから、今年度がその最終年度にあたっております。そこで、現在現計画の改訂に取り組んでいる最中でありまして、本日はその改訂の大まかな内容につきましてはのご説明をさせていただきます。新計画の策定にあたりましては、本計画を所管している付属機関であります川西市青少年問題協議会において専門委員会を設置いたしまして、現在協議を重ねているところでございます。主な変更点は、A 3 資料 1 枚目の(1)～(4)に記載をしておりますとおり、この 5 年間のうちに変化を遂げました子ども・若者を取り巻く社会状況を踏まえましての支援方策や計画の組み立て方の整備、また支援事業に対する評価指標の導入などについて修正・変更を加えているところでございます。とりわけ、引きこもりや不登校者また若年者の社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援につきましては、新計画において今後特に充実を図るべき点として捉えております。A 3 資料の 2 枚目にお渡ししておりますけれども、来年 10～11 月にかけてのオープンを予定しております、市の複合施設でありますキセラ川西プラザ内にこども・若者ステーションを設置することとしております。そこでは困難を有する子ども・若者とその保護者を対象といたしました個別相談の窓口を常設いたしまして、また主にその相談窓口の来訪者を対象とした居場所の機能を備えたスペースも設けまして、それぞれの個別的かつ継続的な支援が実施できますよう検討を進めております。なお、この計画改訂にあたりましての今後のスケジュールにつきましては、最終案としての意思決定を諮った後に、12 月にパブリックコメントを実施

いたしまして、来年3月の策定新年度当初4月からの施行とする予定としております。以上、子ども・若者政策課からのご報告でございます。

失礼いたします。障害福祉課長の福丸でございます。私からは資料2「(仮称)第7次川西市障がい者福祉計画の策定について」ご説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。まず計画の位置づけからでございますけれども、今回策定をしようとしております計画は3つの計画を一体的に策定するものとなっております。具体的には、障害者基本法に基づきます市町村障がい者計画、すなわち市町村における障がい者施策に関する中長期的な基本的な方向性を定める障がい者計画と、障害者総合支援法に基づいて障がい福祉サービスなどの提供体制の確保に係る目標やサービスの種類ごとの必要な見込み量を定めます第5期障がい福祉計画、また来年4月に施行が予定されています改正児童福祉法によりまして新たに策定をすることになりました、障がい児通所支援や等の提供確保に係る目標やサービスの種類ごとの必要な見込み量を定めます、第1期障がい児福祉計画、これら3つの計画を合わせて一体的に策定をしようとするものでございます。2番目の計画の期間でございますけれども、従来、川西市では障がい者計画と障がい福祉計画を合わせて障がい福祉計画の3年の期間に合わせまして3年ごとに改定を行ってまいりましたけれども、今回の見直しにあたりましては、障害者基本法に基づく障がい者計画は中長期的な視点に立った施策を定めるものというふうにされております点を鑑みまして、全体の計画期間を6年間に変更する予定としております。そしてその障がい福祉計画と障がい児福祉計画につきましては、厚生労働大臣が定めます基本指針、後ほどご説明いたしますけれども、この基本指針によりまして3年を1期として策定するとされておりますので、この3年の期間の2回分の6年間で全体の計画を構成するという位置づけにしようとしているところでございます。それでは1枚お開きいただきまして3番目の「国の定める基本指針について」をご覧ください。先程申しましたように、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画と児童福祉法に基づく障がい児福祉計画につきましては、厚生労働大臣が基本指針を定めまして各市町村はその基本指針に即して計画を策定するものというふうにされております。今回の第5期障がい福祉計画と第1期障がい児福祉計画の策定にあたりまして国が示しております基本指針の内容はこちらに記載しておりますけれども、大きく5項目ございます。1つ目といたしましては、「福祉施設入所者の地域生活への移行」ということございまして、障がい者入所施設に入所されている方が住み慣れた地域で生活ができるように、施設を退所して地元の地域で暮らせるようにしていくと、そういった目標を定めることになっております。それから2点目といたしましては、「精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築」ということで、全

ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを定めることとされております。また3点目といたしましては、「地域生活支援拠点等の整備」と申しましては、各市町村または都道府県が定める障がい福祉圏域というものがありまして、川西市の場合は阪神北県民局の管内が阪神北障害福祉圏域というふうに定められているんですけども、各市町村が圏域かいずれかの範囲で1か所障がい者が地域で生活していくために必要な支援の機能を1か所にまとめて、拠点を整備するという目標に定めなさいとされているところでございます。次に4点目ですけども、就労に関する目標ということで、一般の事業所に就労をしていただく人数を増やしていく、そういうことに関する目標でして、この中には大きく4つの目標値を定めることになっているんですけども、1つ目としては、一般就労の移行者数すなわち一般就労する人を28年度実績の1.5倍にする、3年後に1.5倍にすること、そして2点目としては、就労移行支援事業という一般就労をするための支援をする障がい福祉サービスがあるんですけども、これの利用者を平成28年度末の実績から2割以上増加させること、3点目としては、この就労移行支援というサービスを行う事業所が、実際に一般就労に結びつく利用者の一般就労に結びつく人数を3割以上、一般就労する人数が3割以上である事業所が全体の5割以上になるようにする、そういう目標、それから4点目としては、来年4月から新たに「就労定着支援」と申しまして、一般就労した方が途中でなじめずに仕事を辞めてしまうということがないように、その就職先できちんと仕事が続けられるように定着をする、そういう支援が新たなサービスとして始まるんですけども、この「就労定着支援」という支援を受けてから1年後にも、なお同じ職場で仕事を続けていらっしゃる方が80%以上になること、こういった目標を掲げることになっております。最後に5点目「障がい児支援の提供体制の整備」ということで、こちら4つの項目からなっているんですけども、児童発達支援センターという障がい児支援に関する中核的な支援機関を各市町村に1か所以上設置すること、2点目としては、全ての市町村で「保育所等訪問支援」という、保育所や幼稚園や小学校などへ障がい児支援に専門的な知識を有する支援員が訪問をして支援をする、そういうサービスがあるんですけども、これを提供できる体制を整備すること、3点目としては、重症心身障害児つまり身体と知的両方の障がいを併せ持っている児童を支援する施設を各市町村に少なくとも1か所以上確保する、そして4点目としては、30年度末までに各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育教育等の関係機関の連携を深めるための協議の場を設置すること、こういった内容の目標を定めて3年間で取り組み進めていくということとしております。次の3ページ目をご覧くださいんですけども、今回の計画策定の基本的な考え方というところで、現

在、障害者施策推進協議会という協議体でこの障がい者福祉計画の策定についてご協議をいただいているんですけども、今回の策定にあたりましては、先程も少し申し上げましたけれども、中長期的な視点に立った障がい施策の基本計画としての位置づけをより明確にするために、計画期間を6年間に延長することを踏まえまして、基本理念の見直しを行うことといたしております。この見直しにあたりましては、政策形成過程への市民の参画と協働を進めるといった観点を踏まえまして、市民参加のワークショップの手法を用いまして、計画全体の方向性を定めるということにいたしております。また、その次の2番目でということで、策定方針について書かせていただいておりますけれども、アンケートやワークショップで把握をいたしました障がい者を取り巻く実情を踏まえまして、そういった課題やニーズを踏まえた基本目標や重点施策を設定すること、あるいは計画の達成状況を評価することができるように評価指標を設けることなど基本的な方針として策定をしてみたいと考えております。最後に5番目で策定スケジュールなんですけれども、今年の3月にアンケートを実施いたしまして、6月に第1回の障害者施策推進協議会を開催いたしました。続いて7月に第2回の障害者施策推進協議会で、今ご説明をしましたように基本的な策定方針についてお決めいただきまして、8月にすでにワークショップを実施いたしております。今後、11月1日に今のところ予定なんですけれども、第3回の障害者施策推進協議会を開催いただきまして、そこで計画の素案についてご協議をいただくという予定にしております。その後、複数回のご協議をいただいて、計画案の方を策定してみたいというふうに考えております。以上、簡単ではございますけれども「第7次川西市障がい者福祉計画の策定について」ご説明をさせていただきました。

こんにちは、川西市の長寿・介護保険課長の井口でございます。私の方からは資料3につきましてご説明をさせていただきます。すみません座って説明します。お手元の方に資料3としまして、A4の1枚ものの裏表資料がご用意されていると思います。そちらをご覧いただきたいと思えます。まず「(仮称)川西市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定」ということで記載をさせていただいております。1つ目の「計画の位置づけ」でございます。この計画には2つの計画がまとまって1つの計画になっております。1つ目の高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康づくり・疾病予防・生きがいづくり・一人暮らし高齢者や認知症高齢者に対する支援策の充実と介護保険の給付対象とならない事業を含む、保健福祉施策全般にわたる計画であります。一方、介護保険事業計画につきましては、介護保険法に基づく介護保険事業に係る保険給付や、保険給付の円滑な実施を推進するため現状の利用状況やサービスの提供体制などを分析評価し、介護給付等対象サービスの種類ごとの必要量等を定めるものでござい

ます。2つ目の「計画の期間」でございます。こちらは平成30年度から平成32年度の3年間の計画となっております。3番目「第7期介護保険事業(支援)計画に関する基本指針の策定について」でございます。この支援計画といいますのは、都道府県が策定する計画でありまして、市町村につきましては介護保険事業計画を策定することとなっております。国の基本指針といたしまして1つ目の丸でございますけれども、介護保険法において、厚生労働大臣は介護保険事業に係る保険給付または円滑な実施を確保するための基本的な方針を定めることとされております。2つ目といたしまして、都道府県及び市町村は基本指針に即し、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画、市町村につきましては介護保険事業計画を定めることとされておりました。基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たすということとなっております。次に、国の第7期基本方針のポイントでございます。5点ありまして、1点目が高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進、2つ目としまして「我が事・丸ごと」地域共生社会の推進、3つ目が平成30年度から同時スタートとなります医療計画等との整合性の確保、4つ目が介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進、5つ目に「介護離職ゼロ」に向けた介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備ということが基本指針として定められております。裏面に参りまして策定スケジュールでございます。現在までの取り組みでございます。丸の1つ目アンケート調査といたしまして、平成29年の2月から3月にかけて2つのアンケート調査を実施しております。1つが「在宅介護実態調査」、もう1つが「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の2つの調査を実施しております。続きまして2つ目の丸でございますけれども、5月31日に第1回介護保険運営協議会を開催してありまして、その場で、1つ目に今従前申し上げましたアンケート調査の結果報告をしてあります。2つ目としまして、川西市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定支援業務委託ということでコンサルタントに委託することの報告をしてあります。3つ目としまして、川西市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画のその時のスケジュールについてご説明をしてあります。続きまして3つ目でございますけれども、8月の17日に第2回介護保険運営協議会を開催してありまして、この時に1つ目としまして、平成28年度の川西市介護保険事業概要についての説明をしてあります。2つ目としまして、介護保険事業計画策定に係る資料ということで説明も合わせてさせていただいております。4つ目の丸でございます。これは市民ワークショップということで、市内3か所で9月26日から10月12日の間に、市内3か所で市内の南部・中部・北部ということで、3か所で市民の方に参加をいただきましてワークショップを実施しております。5つ目、前期計画(第6期)でございますけ

れども、庁内の所管におきまして施策別検証シートの作成をしていただいております。6つ目の丸といたしまして、第7期計画に係る団体意向調査ということで、市内の団体、社協さんをはじめ地域包括支援センターあるいはそれぞれの事業者の方に意向調査をさせていただいております。7つ目の丸でございますけれども、11月の上旬を考えとるんですけども、第3回介護保険運営協議会を開催させていただきまして、今言いましたワークショップでありますとか検証シートの結果、あるいは団体意向調査を踏まえた中で、仮称でございますけれども「川西市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」の素案を作成させていただきまして、協議いただきたいと思いますと考えております。また8つ目の丸でございますけれども、それ以降、11月中旬以降になりますけれども、第4回介護保険運営協議会を経て計画案の方を策定して参りたいと思っております。合わせまして、保険料につきましては介護保険運営協議会の介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会を部会でございますので、こちらの方でその保険料についての協議を経まして、最終的に決定してまいりたいと思っております。説明は以上でございます、よろしく申し上げます。

続きまして、健幸政策室から参りました松本と申します。私の方からは健康まちづくり計画についてご報告させていただきます。座って失礼いたします。手元の資料の4をご覧ください。まず進捗状況ということで、平成28年9月に川西市健幸まちづくり条例を制定し、10月に施行をいたしました。お手元の資料をめくっていただきましたら川西市健康まちづくり条例が1ページから9ページまでございます。その表紙であります、前文のところにありますのが、まずここで、健康で幸せに暮らし続けるということを健やかで幸せと書く「健幸」と定義しまして、その健やかで幸せと書く「健幸」につながる幅広い視点から、本市の強みである市民力や地域力を生かした健康づくり、人づくり、まちづくり、すなわち健幸まちづくりに取り組むということで「健幸」で活力ある社会の実現に寄与することをめざしてまいりたいと考えております。それで、その条例の中の5ページになります。第10条のところ「健幸」につながるまちづくりの推進と、からだと心の健康づくりと、歯と口の健康づくりと食育の推進この4つを柱とする基本計画を策定するということとしておりますので、現在これに向けて平成30年度から34年度の5年間にまたがる「健幸まちづくり計画」を策定作業中ということでございます。この「健幸まちづくり計画」の策定にあたりまして、これまでは健幸づくり計画という計画が計画期間が平成25年度から29年度、それと食育推進計画が当初の計画期間が平成23年度から27年度ということでしておりましたが、食育推進計画につきましては本年度の29年度までを延長ということで、それを統合しまして、

	<p>それに加えて条例ができましたことで健幸につながるまちづくりの推進について盛り込んだ健幸まちづくり計画ということになります。また、この計画につきましても健康増進法に規定します健康増進計画、母子保健計画に位置づけるとともに、歯科・口腔保健を推進していく計画としても位置づけいくこととなります。スケジュールなんです、1枚目の資料に戻りまして下から3点ございますが、すでに平成26年度に食育推進計画の評価の目安となる「あなたとあなたの家族の「食」に関するアンケート調査」を実施しまして、28年度には健幸づくり計画の評価と健幸づくり施策への反映の為に健康づくり及び親子の健康づくりについてのアンケート調査を実施しました。合わせて平成28年度、これは平成29年3月に2回、健幸まちづくり計画の策定に伴うワークショップを開催しております。こちらで市民の皆さんのご意見も今度の計画の方には反映させていただきたいというふうに考えております。現在素案を策定中ということで、審議会におきましては健幸づくり推進協議会を8月31日に開催し、食育推進会議におきましては8月22日と昨日10月17日に開催しているという状況で、今後協議を重ねて素案を作っていきたいというふうに考えているところです。私からは以上です。</p>
<p>明石会長</p>	<p>以上で終わりですね。各計画のご説明いただきましたけれども、委員の皆さんの方からご意見、ご質問ございますでしょうか。この質疑が終わったら各課長さんが退席される予定になっておりますので、ご質問、ご意見あれば今のうちにお願ひしたいと思ひますけれども。残っていただけますか、ありがとうございます。ベターだと思いますけれども。はい小田委員お願ひします。</p>
<p>小田委員</p>	<p>言葉の問題で教えていただきたいんですが、資料2に第7次川西市障害者福祉計画策定について、障がいの「がい」がひらがな、全体としてはそういうふうになっているんだと思うんですが、時々漢字の時もありまして、法律まではひらがなにはできないかなと思ったり、じゃあ市町村の計画となると(仮称)川西市の「がい」はひらがなになっているし、僕らどう読んだら、あるいはどういふうな考え方でこういうふうになったのかちょっと教えていただきたいと思ひます。</p>
<p>事務局</p>	<p>障害福祉課長の福丸です。この表記の問題なんですけれども、計画書の冊子には一応注釈を入れる予定にはしているんですが、基本的には「障がい者」、一般的に「障がい者」であるとか「障がい」という言葉を用いる時にはひらがなを用いるというのが、川西市の基本的な考え方としております。ただし、先程もご指摘をいただきましたように、法律の名称である</p>

	<p>とか法律の中にその定義をされている用語、あるいは施設名称などの固有名詞などについては、その本来の名前をそのまま使うということで、漢字で表記されていれば漢字のまま表記するという考え方でございます。</p>
村瀬委員	<p>障がい者福祉計画についての質問なんですけれども、対象者となる方なんですけど、ここでは障がい者と障がい児ということで2者を定義しているんですけど、平成27年度から難病患者が総合支援法の対象となると、サービスを受けられるというふうに入っておりますけれども、指定難病の患者さんの扱いについてはどのようにお考えなんでしょうか。</p>
事務局	<p>障がい者の範囲、この計画が対象とする障がい者の範囲につきましては、基本的には障害者基本法と同じですので、障害者手帳を所持されている方には限らず、障がいのある方全てを含むものでございます。ご指摘のように障害者総合支援法の対象に難病患者の方も含まれることになっておりますので、当然その方もこの対象に含まれます。</p>
藤末委員	<p>教えていただきたいんですけど、今の資料2の2枚目ですが、都道府県が定める障害保健福祉圏域、ここは北圏域になるんですけども、医療のほうでは今、阪神の北と南の圏域が統合されるような話になっていってるんですけども、その障害保健福祉圏域は北圏域のままなんでしょうか。それともそういう動きはあるんでしょうか。</p>
事務局	<p>今のところ統合というお話は聞いておりません。</p>
明石会長	<p>他はいかがでしょうか。</p>
福島委員	<p>すいません、資料1の中のこども・若者ステーションの中の数字なんですけれども、こちらは計画的には毎日とか、方向的にはそういう形での居場所っていうことを考えてらっしゃるのでしょうか。</p>
事務局	<p>居場所のスペースにつきましてもこれは基本的には増設と考えております。それでこちらは先程ご説明も申し上げましたとおり、基本的には総合相談窓口にお越しなられた相談者の方、あるいはその父兄保護者の方に対する活用ということを基本的には考えておりますけれども、こちらの職員につきましては、一定、臨床心理士さんですとか、そういった今後専門家の方、専門的な知識経験を持った方に入っていただいた上でこちらで何をしていくべきか、どういった形で進めていくべきか、そういったコーディネーターとしても合わせて務めていただこうと思っておりますのでそ</p>

<p>明石会長</p>	<p>の様な形で進めてまいるものと考えております。</p> <p>よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。私の方からちょっと各課の計画についてご質問したいんです、後で地域福祉計画のところでも議論しないといけないですけども、これは地域福祉計画を策定していく中での会議でご報告を受けているわけなんですけども、各課ではその計画の中で「是非ともこれは地域福祉計画に盛り込んで欲しい」というような項目がございましたら是非ご説明お願いしたいと思います。といいますのは今回の社会福祉法の改定でそういう各課の計画の上位にあるのが地域福祉計画だと、だからその計画の共通する部分を地域福祉計画の中に盛り込みなさいということになっているわけなので、例えば子どもの居場所の問題にしてもそうですし、それから障がいのほうにしても今度は精神障がい者のケアシステムの構築も出てきておりますし、それから介護保険では地域の協議体、生活支援の問題もありますし、それから総合事業の中では健康づくりということがありまして、全ての地域福祉計画とかなり重なってくる部分がありますので、そこら辺を簡単にちょっとご説明お願いできますでしょうか。これを是非盛り込みたいというところに則してですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず先程ご説明させていただきました内容から申し上げますと、2点目に申し上げました、先程ご質問もいただきましたが子ども・若者育成支援計画の内容につきましては、一定その辺りにとっても関連してくる部分かと思っております。具体的には、私も少し勉強不足でどういった形で今おっしゃられました地域福祉計画、そちらのほうとリンクしていくべきかという考えまでは今のところ具体的には持ち合わせてはおらないんですけども、今後この計画推進にあたりましては、先程も申し上げましたとおり、例えばそのこの計画に基づいて支援していくべき困難を抱えた子ども・若者に対する支援につきましてはこのステーション内で個別に取り組んでいく、あるいは継続して取り組んでいくという部分に重点をおいて進めていく考えを持っておりますので、それにあたりましては私どものほうでも地域、資料の1番下にも載せておるんですけども、新地域協議会という形でそれぞれの地域の方、あるいは警察・学校・保健関係・専門家の方にお集まりいただいて、協議会の中で代表者会あるいは実務者会・個別検討会議といったそれぞれの専門部会の中で個別に支援していくケースカンファレンスを持つというふうな形での支援を今後取り組んでいかなければならないと考えておりますので、そういった部分につきましては一定、この地域福祉計画の中でも少しその方針について、どういう形で関連していけばいいのか今後検討する必要はあるかと思っておりますけれども、そういった部分が深く関連してこようかと考えております。</p>

明石会長	ありがとうございます。次お願いします。
事務局	<p>障がい者施策との関連で申しますと、やはり障がいの有無に関わらず誰もが暮らしやすいまちづくりというのが目指すべきまちの姿ではないかと考えております。そういった中で、障がいのある人と地域にお住まいの方々との交流を図るということが非常に大切です。日頃から顔の見える関係、同じ住民として顔の見える関係を築くということの重要性ということをかねてから私どもの障がい者計画ではうたっております。そういった中で、やはりその地域ぐるみで共生社会というふうにも申しておりますけれども、支援する側・される側というのが固定された関係ではなくて、お互いに出来ることをお互いに助け合っていく、そういったような部分について地域福祉計画のほうに位置づけをしていただければ、非常に連携が図れるのではないかと考えております。</p>
明石会長	はい、次お願いいたします。
事務局	<p>介護保険事業計画のほうでございますけども、先程会長からもおっしゃっていただきましたように、協議体ということで介護のほうでは現在取り組みを進めております。その中ではあの介護保険計画を持続可能なものにしていくということで、現在総合事業が始まっております。その中で、協議体という中で地域の皆様にもご協力をいただきながら、介護の必要な方、あるいは支援の必要な方、色んな方がおられますけども、今後高齢化率が高くなり、また認定率が上がっていくという時代の中で、介護に係る専門職の数の不足というのが、一方国のほうではうたわれております。その中で総合事業を進めていくというような形の国の方の指針の中で、協議体ということで、現在地域の皆さんにも入っていただきまして、総合事業を進めていこうという形で進めております。その中で、やっぱり地域の方のご意見を聞いたりする中では、介護保険事業計画に限らず、障がいの計画であったりとか、その上にあります地域福祉計画の中でもやっぱり住民の皆さんとの協議をしていくという大きなルールは変わりはないかと思っておりますので、関連する中では当然一本のものかなという形で認識はしております。以上です。</p>
明石会長	はい、次お願いいたします。
事務局	<p>健幸まちづくり計画におきましては、幅広い世代の健幸ということで、地域の皆さんの健幸という意味で地域の福祉計画等は密接な関係にある</p>

	<p>というふうに理解しており、先日の3日に開催しましたワークショップの中で市民の皆様からのお声では、情報が中々入らないということをおっしゃられていました。それは健幸だけじゃなくて色々な情報という意味もあると思いますので、そういったことも地域福祉計画の中で健幸まちづくり計画と同様に提供いただければと考えております。以上です。</p>
<p>明石会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。地域福祉と他の計画との関係について各課長さんのご認識をお聞きすることができました。ありがとうございました。他の委員さん、ご意見ございますでしょうか。</p>
<p>福島委員</p>	<p>先程の話を聞いててちょっと思ったんですけれども、地域でどんどん今個人的にも団体としても、そういう子ども食堂とかその広場とか等々あるんですけれども、こういう団体等の窓口というんですかね、そういうネットワーク作りみたいなのところの考えというのはどのような感じになっているのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>すいません。基本的には、例えば子ども食堂でいきますと、生活支援室というところが所管しておるんですけど、そういった部分につきましては例えば各概ね小学校単位で設置しているコミュニティや福祉委員会の今のネットワーク会議等で、報告や連絡など今の情報交換がされているという状況はあると思います。</p>
<p>福島委員</p>	<p>それをこのこども・若者ステーションの中に作るということですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>その中に作るというところまでは今は考えておりませんが、必要があれば今後検討していくというふうになると思いますが、今の所は。</p> <p>先程のご質問の、例えば経済的な困窮への支援というふうなところでは、先程申し上げました子ども・若者育成支援計画の中で謳っております。ただ、実際の取り組みの中にあたりましては、今課長からも説明ございましたとおり、生活支援のほうで具体的には受けて参りまして、現時点でそのステーションでそういったことも取りまとめているであるとか、イニシアチブをとれるであるという部分を予定しているというふうなところはまだ具体的には持ち合わせておりません。いずれにしても、この対応となりました場合には、そういった生活支援の部門、あるいは子ども・若者支援の部分、そういったセクションを横に抜いた形で連携していったり、するような形が必要になってこようかと思っておりますので、今実際に活動されておられるNPO法人の方を含めてどういった形で行政が連携していかいという部分は、今後何らかの方法で取り組んでいかなければならない</p>

<p>村瀬委員</p>	<p>部分というふうには認識しております。</p> <p>今の引き続きにぜひとも検討していただきたいことをお願いをしたいと思います。というのは、センター的にはやはりこども・若者ステーションというのは統括的なセンターとして位置づけるのは非常に有効なことだと思うんですけども、実際、引きこもりであったり不登校であったりはやっぱり地域の問題なんです。ですから、やはり地域ぐるみでの活動というのは有効に効果してるんじゃないかなと考えますので、是非とも地域でNPOとかボランティアとかを巻き込んでですね、公民館を使ってとかなんかそういう方策が考えられるんじゃないかと思っておりますのでそういう方向で検討していただければありがたいです。</p>
<p>丸山委員</p>	<p>すいません、3時になるとちょっと公務で戻らないといけないんですが、申し訳ないですけど、今の中学校の不登校生の状況とか、あるいは卒業して進路をみての子どもとか、あるいは中退してそのまま無業の子どもとか実態を考える時にこういうステーションがあって、相談窓口とか居場所づくりはやっぱり大事だと思うんですけども、ただ本当にセオリア適応指導教室、小中学生がいく場所、あそこへ行ける子はまだいいんですね。やっぱりエネルギーが大きな集団だとしんどいけど、小さい集団だったらやれるとか、そこすら行けずに家にこもっている子どもたちをどうするかという、非常に保護者の人も困っておられるし、我々もどうしたものかなるんですが、1つはセオリアという、そういう子どもたちが集う場所があるのでそういうところの連携というか、やはりそういう子どもたちも中学を卒業してやっぱり進学していくんですね。通信制高校とかあるんですが、そこで続かない時に行く場所というのがあるべきかなと思うので、やはり連携といいますか、セオリアと連携しながら人間関係を作っておれば、あそこに行ってみようというような形にもなるかなと思っておりますし、それとさっきもおっしゃってましたけど、そういう訪問というか家を出られない、例えば親から相談きて困ってる、じゃ1回家に行きましょうかと、会えない場合も多いんですけど、やはりそういう訪問的な活動とか相談に乗るといって、相談を受けるだけでは親御さんも中々動かないので、1回きりで終わってしまう可能性もあるので、なんとか継続的な活動を、そういう前を向く方向で地域と協力しながらできるのであれば考えられたらと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>ただ今いただいたようなご意見につきましては、この計画改定の専門委員会の中でも大きく捉えられているところでありまして、特にこれまで義務教育の年代対象としてセオリアがあるわけですけども、そこから先の年代</p>

	<p>へそういったものに対する支援がこれまで手薄だったという部分を含めまして、こういったステーションでの居場所を対応してまいります。それから、今ご意見ございましたアウトリーチなんかの必要性も、非常に専門委員会の先生方からも非常に難しい手段であるという情報はいただいているんですけども、具体的にアウトリーチが適切である事例、それ以外の方法が良いという事例、いろいろそれぞれのケースごとに今後は検討した形で対応できるように考えてまいりたいと思っております。ありがとうございます。</p>
<p>橘田委員</p>	<p>今のに絡めてなんですけれども、私たちは訪問支援なんかもしてるんですけど、その人たちが出てきた時の、外に出てきた時に行く場所というのが以外と無いんですね。だから私これはとてもいいかなと思っています。そういう所にアウトリーチしている人たちが、そういう所につなげていってというようなところでね、これは1つ良いことだと私は思っています。</p>
<p>明石会長</p>	<p>ありがとうございます。地域福祉計画との関係なんかでは、例えば社協さんがやっておられるCSWとか大阪なんかでもそういうCSWが教育委員会とかとタイアップをして、今おっしゃったようにアウトリーチをして、そして小さな集団に出てきてもらってそこで活動して新聞配達につなげるとか就職をしていくというようなことにも実践がもうすでにありますので、そこらへんは地域福祉とのコラボといいますか、連携も十分考えていただけたらと思います。時間の関係もございますので、先に進ませていただいて、またこの問題は地域福祉計画とも関連してきますので、それと絡めてご意見、ご質問いただけたらと思っておりますので、よろしゅうございますでしょうか。それでは次第3の 第5期川西市地域福祉計画についてですが、事務局のほうからご説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それではお渡ししております計画素案についてご説明をさせていただきます。第5期計画と第4期計画の変更点は、資料として5をお渡ししております。大きく変更した項目のみ記載をさせていただきます。それでは、始めに現在お示ししております素案のほうをご覧くださいませでしょうか。こちらなんですけれども、現在、全体にわたり編集作業を進めている段階であります。文章に網掛けがかかっていたり、一部見づらい部分がございますが、今後レイアウトや見やすさについても配慮しながら計画の作成を進めてまいります。なお、これから申し上げます説明につきましては、時間の都合上、前回の会議でもご説明させていただき、大きく変更していない部分については説明を割愛させていただき、前回ご意見をいただきました部分や、大きく変更したまたは新規で追加した部分を中心に</p>

ご説明をさせていただきます。次回の審議会でも引き続き、計画素案全体についてご審議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。それでは1ページをご覧ください。こちらでは「第1章 計画の策定にあたって」ということで、「社会的背景と計画策定の趣旨」を記載しております。前回いただいたご意見をもとに文章の中身を変更させていただいております。社会的背景や国の動向を踏まえて、本市の計画を策定するという旨を記載しております。続きまして5ページをご覧ください。今回、1番上の部分ですけれども、網掛けしております新たに「住民主体の地域福祉活動の推進」として、各地区における活動について記載を追加させていただいております。続きまして7ページをご覧ください。こちらでは、「計画の位置づけ」の「国の主な動向」として、「地域包括ケアシステムの推進」や、平成25年以降の国の主な動きを追加させていただいております。なお、前回ご意見をいただきました「介護予防・日常生活支援総合事業」につきましては、先程長寿・介護保険課からも説明があったんですけれども、本市の方向性などを現在整理をしている最中ですので、整理ができ次第、また記載を行っていきたいと考えております。続きまして8ページをご覧ください。先程各関係所管課から報告がありました「各個別計画との関連」について記載させていただいております。前回、「コミュニティの地域別計画」のことでご意見をいただいた部分がありまして、地域における計画として本市の総合計画や、社協の地域福祉推進計画、地区福祉委員会の地区福祉計画と連携を図るものとして、少し修正を行っております。9ページをご覧ください。8ページで挙げました各個別計画の概要を追加させていただいております。前回ご意見いただきました関連計画との整合につきましては、後ほどご説明しますが本計画の取り組みについて、関連計画を所管するそれぞれの担当課に照会をかけたおりました、関係計画と整合を図るような形で施策内容を記載していきたいと考えております。12ページをご覧ください。前回資料では年齢を3区分でお示しをさせておりましたが、65歳以上の区分を細分化いたしまして、75歳以上の後期高齢者の割合が明確となるよう、年齢を4区分に変更させていただいております。13ページをご覧ください。新たに平成34年までの全国と本市の人口推計を追加させていただいております。こちらの本市の推計につきましては、現在策定中の総合計画で推計されております数値を挙げさせていただいており、本市は国を上回るスピードで今後も高齢化が進んでいく見込みとなっております。なお資料元の都合上、現在は年齢3区分でお示ししておりますが、今後年齢を4区分に変更させていただく予定でございます。16ページをご覧ください。こちらでは平成34年時点の地区別の年齢3区分の人口割合を挙げております。先程見ていただきました13ページの市全体の推計値をもとに算出しており、今後もグリーンハイツや

大和地区をはじめ、高齢化が進んでいく見込みとなっております。17 ページをご覧ください。ページの下段に、人口と世帯数の推移から課題をまとめさせて追記させていただいております。少子高齢化や高齢者世帯の増加、地区によって大きく異なる状況など、人口の推移や生活環境、地理的状況等に即した支援が必要と考えられます。続きまして 20 ページをご覧ください。要介護認定者数や障害者手帳所持者数等の状況を踏まえた課題のまとめを追加させていただいております。それぞれが増加傾向にあるため、高齢化や社会・経済状況の影響を踏まえながら、本人のニーズに合った公的サービスの提供や、安心して暮らしていける地域コミュニティの形成が必要と考えられます。同じく「地区福祉活動の現状」を追加しており、福祉ネットワーク会議をはじめ、福祉相談窓口・居場所づくり・見守り活動・社協との関わりによる地域づくりなど、地区福祉活動の状況を記載させていただいております。21 ページからはアンケートの結果を記載しております。前回の資料ではアンケート結果の最後にまとめを記載しておりましたが、それぞれの項目ごとに課題のまとめを記載するような形に変更しております。概要といたしましては、地域に対する専門家のバックアップ体制の必要性、日常的なつながりづくりの重要性、地域活動に継続的に参加していただくことで人材育成・確保につなげる必要があること、住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境づくりが求められていることなどを挙げております。28 ページをご覧ください。こちらでは地区別ワークショップにおける意見の概要を記載しております。6 月 22 日から始まった地区別ワークショップにつきましては、9 月 21 日をもちまして終了いたしました。28 ページ、29 ページでは、地区ごとに挙げられた課題を集約させていただいたものを記載しており、参加人数や設定されたテーマによって集約された課題とは異なっておりますが、大きく 9 つの共通課題としてまとめたものを、30 ページと 31 ページに記載をしております。その 9 つの課題につきましては、人材育成から地域内交流・連携、居場所づくり等、安全安心まで 9 つ出ておりました、それぞれの課題、その具体的な内容につきましては、30 ページ下段から 31 ページにかけて記載をさせていただいております。まとめといたしましては、複雑化する地域課題や人材不足に対して、地域だけでは対応していくことが難しい状況となっているため、行政として支援を行っていく必要があるとともに、多くの住民や関係機関を巻き込んでいくような仕組み作りが求められております。前回ご意見をいただきましたワークショップ結果の反映につきましては、後ほど説明させていただきますが、重点施策に反映するとともに、第 4 章で挙げている施策との関連付け、そして地域の声として関連施策にページで一部を紹介するような形で、反映・活用をさせていただきました。その 9 つの課題につきましては 31 ページから 32 ページにかけて、その課題

についての関連施策どこが主管、どういう課題があるのかというのがこの地域福祉計画のどこに記載してあるのかというのも課題を見て、施策がどこにあるのかをわかりやすい形で項目とページ数の方を出しております。若干ページ数等に関しましては、今後修正がありましたら変更が加えられていく予定となっております。33ページをご覧ください。先ほど冒頭で説明しました地域福祉市民フォーラムでの意見を記載させていただいております。こちらにも参加していただいた方からのアンケートを元に記載させていただいておりますけれども、高齢化への対応や人材不足、地区福祉委員会への支援の充実が求められており、関連する施策の推進により対応を図っていきたいと考えております。34ページをご覧ください。ここからは「第3章 計画の基本的な考え方」として「基本理念」を挙げております。この横の網掛けのところを見ていただけたらと思うんですけど、国の方では「我が事・丸ごと」として住民主体、地域を挙げた取り組みが求められておりますが、この考え方につきましては、今まで本市で進めてきた考え方と同様のものと考えておりますので、第5期におきましても国の考え方を踏まえまして、第4期計画の基本理念を引き継いでまいりたいと考えております。36ページをご覧ください。こちらにつきましては、コラムという形で「地域の範囲の捉え方」を記載させていただいております。地域と一概に申しまして、受け手や取り組み内容についてその範囲は様々となります。本市における地域の考え方・範囲を改めてお示しをさせていただき、それぞれの地域の範囲に応じた取り組みを進めてまいりたいと考えております。37ページをご覧ください。第5期計画では新たに重点施策を設定いたしました。今まで解決が難しかった課題に対する取り組みの推進を図ってまいります。重点施策としては2点挙げており、1点目の「新しい包括的・総合相談支援体制の構築」につきましては、前回の会議でもお示しをさせていただきました。前回いただきましたご意見を踏まえて修正をしておりますが、この連携強化型相談窓口を相互に連携させるために、一部、生活困窮者自立支援の機能のほうを追加させていただいております。ただし、後ほどこのイメージ図につきましては、再度ご審議をいただきたいと考えております。基本的な考え方につきましては変更はございません。このような形で地域をバックアップしていくことにより、複合化・複雑化する地域課題に協働で対応していくことを考えております。すみませんページが戻りますが、37ページをご覧ください。重点施策の2点目として、「地域福祉を担い、支えることができる人材の育成」を挙げております。担い手の高齢化や人材不足により、地域や関係団体、事業所等において人材育成は喫緊の課題となっております。行政や社協においても、人材の育成や掘り起し等は以前から進めておりますが、十分な育成・確保の状況には至っておりません。そのため第5期計画の重点施策の位置

づけ、地域住民や社協との協働で進めていくことで、重点課題の解決に対応してまいります。40 ページをご覧ください。こちらでは施策体系を案として記載しております。アンケート結果や国の動向等を踏まえまして、施策の整理や新規施策の設定を行っております。第4期からの大きな変更点といたしましては「避難行動要支援者支援の取り組み」を地域を挙げて進めていくため、基本目標2の「地域を中心としたケアシステムづくり」に移動させていただいております。また、地域や関係機関と協働で福祉活動を効果的・効率的に進めていくため、基本目標2において新たに「協働のまちづくり」の項目を設けまして、「行政の推進体制の強化」と「協働による進行管理」の2つの施策を位置づけて推進していきたいと考えております。さらに、社会潮流や国の動向に対応するため、基本目標3においては、「生活困窮者自立支援対策の推進」と「自殺防止対策の推進」を位置づけて、新たな福祉課題に対応してまいりたいと考えております。続きまして第4章 41 ページをご覧ください。ここからは「第4章 施策の展開」になります。ここでそれぞれの施策の具体的な内容に入る前に、記載しておりますこの構成について少し説明をさせていただきます。41 ページから 45 ページまでを例に説明させていただくんですけど、まず 41 ページにつきましては「1. 地域福祉を支える人のつながりの強化」の「(1) 市民主体の福祉ネットワークづくり」について、施策の方向性を枠の中に記載させていただいております。まず、この市民主体の福祉ネットワークについてどのような考え方で施策を進めていくのかを冒頭で説明をさせていただいております。次に、施策の現状と課題を記載させていただいております。関連するデータも併せて記載させていただいております。43 ページのほうでは「みんなで取り組むこと」ということで、「住民・地域」、「社協、民間、NPO、法人等」と「行政の取り組み」、この3つの視点で取り組み内容を記載させていただいております。地域・住民とこの内容をそれぞれに取り組んでいくことを記載させていただいて、それぞれの役割分担を明確にすることで、計画的に効果的に進めていくことができるのではないかと考えておまして、それぞれの主体において、我が事として取り組んでいただければと思っております。また「社協、民間、NPO、法人等」の取り組み内容につきましては、現在、社協において作成を進められている「地域福祉推進計画」の内容を踏まえて記載のほうさせていただいております。「行政の主な取り組み」につきましては、第4期計画の進捗状況や国の動向、各種意見聴取結果を踏まえて、一部施策の整理等も行いながら、内容の記載を行っております。この中に、以前の計画には無かったんですけども、その施策事業内容の担当課がどこであるのかを明確にするため「担当課」を追記させていただいております。前回ご意見いただきました関係課との連携や、関連計画との整合性、先程会長から関係主管課と

の部分の連携のお話もありましたが、さらに充実した計画となるよう内容を精査していきたいと考えております。44 ページの下のほうには「地域の声」として、本年実施いたしましたそれぞれの地区からのワークショップの声を、その結果を一部紹介するような形で「地域の声」を記載させていただいております。構成としてはこのような構成でそれぞれの部分を記載させていただいております。また、45 ページでは「地域活動の紹介」ということで、それぞれの地域で進められている先進的または独創的な取り組みを、コラムとして紹介をさせていただければと思います。こういうことを紹介していくことによって、市の取り組みと併せた周知・啓発ができればと思っております。構成の方については以上となります。それではそれぞれの施策についてご説明させていただきますが、冒頭にも申し上げましたように時間に限りがありますので、新規施策を中心にご説明させていただきます。60 ページをご覧ください。「総合的な相談体制づくり」の取り組みになります。こちらでは総合的な相談体制の充実を図る施策になりますが、61 ページの行政の主な取り組みでは「重点施策 1 新しい包括的・総合相談支援体制の構築」に関連する内容として「体制の構築」「地域へのバックアップ」を新規で追記させていただいております。その上の社協の取り組みについても、関連する取り組み内容を記載しております。また、先ほどありましたようにこども・若者ステーションの記載については「こども・若者ステーションの設置」も新規施策として挙げさせていただいております。続きまして、66 ページをご覧ください。「避難行動要支援者支援の取り組み」になります。こちらは地域と連携した災害時における支援の仕組みづくりに関する取り組みになりますが、69 ページのほうで「要支援者の個別支援計画の策定」と「福祉避難所運営マニュアルの作成支援」を新規施策として挙げさせていただいております。続きまして72 ページをご覧ください。「社会福祉協議会との連携」になります。こちらでは73 ページの施策・事業内容の「1 社会福祉協議会の地域支援事業の強化」の「連携強化に向けた連絡・調整」を新規施策として挙げております。こちらは従来から進めておりますが、今まで施策としては明記されておりましたので、協働による推進の強化をさらに図るため、新規で追記させていただいております。74 ページをご覧ください。同じく基本目標 2 の「2 . 地域福祉を支える専門機関や団体との連携」にございます「社会福祉法人・ボランティア・NPO 等との連携」になります。こちらの75 ページの施策・事業内容ですけれども「1 社会福祉法人等との連携と支援」の「助言や支援」と「法人と地域と連携した活動への支援」を新規施策として挙げさせていただいております。続きまして77 ページをご覧ください。「行政の推進体制の強化」になります。こちらは行政の横断的な推進体制の強化を図る取り組みになりますが、78 ページの

「職員への地域福祉計画の内容の周知」と重点施策に関連する「連携トータルサポートチームによる対応」を新規施策として挙げさせていただいております。続きまして79ページをご覧ください。「協働による進行管理」になります。こちらは、計画や取り組みの進行管理を協働で行う取り組みになりますが、こちらの「計画の周知」と「進捗状況の公表」を新規施策として挙げさせていただいております。今後は市民視点で地域住民の参加による評価を検討していきたいと考えております。続きまして82ページをご覧ください。「成年後見制度の普及啓発」になります。こちらは83ページの「2 成年後見制度の利用促進」の「後見人の選任・交代への支援」と「地域のネットワークづくり」「安心して制度を利用できる環境整備」を新規施策として挙げさせていただいております。現在、こちらは国の方でも成年後見制度の利用促進が進められておりまして、その流れを受けて新規で追加させていただいておりますが、もう少し内容については充実させていきたいと考えております。続きまして85ページをご覧ください。「生活困窮者自立支援対策の推進」になります。こちらも国の流れを受けまして、生活困窮者の自立支援に向けた取り組みと、子どもの貧困対策に関する取り組みになります。こちらの86ページの取り組みすべてが新規施策となっており、それぞれの支援事業や相談体制の強化、関係機関職員の資質向上、就学援助、放課後の学習支援を取り組みとして挙げさせていただいております。続きまして、87ページをご覧ください。「自殺防止対策の推進」になります。こちらも国の流れを受けまして、自殺防止対策に関する取り組みになります。こちらの施策・事業内容の「若年層への支援」と「新しい包括的・総合相談支援システムによる当事者支援」、ここは「体制」が正しいのですが、新規施策として挙げております。今回、新規施策を中心に説明させていただきましたが、ご説明していない施策については大きな変更等はございませんが、本日と次回の2回にわたりまして、計画全体についてご審議いただきたいと考えております。最後に第5章となりますが、94ページになります。こちらでは計画の推進として、推進体制と進行管理の考え方を記載しております。推進体制につきましては、庁内の推進体制を強化するとともに、社協や地区福祉委員会、ボランティア、NPO、民間事業者、社会福祉法人との連携・協働をさらに進めていきたいと考えております。進行管理につきましては、定期的に本審議会でご審議いただいておりますが、今後も引き続きお願いしていくとともに、地域や社協と連携しながら効果的な進行管理・評価の手法も検討していきたいと考えております。指標につきましても総合計画とも連動する部分については可能な限り計画に取り組んでいきたいと考えております。説明のほうは以上となります。

はい、計画案について審議委員を中心にご説明をいただきましたけれど

明石会長	も、どのところからでも結構でございますけれど、委員の皆さんの方からご質問、ご意見を頂戴したいと思います。どうぞお願いいたします。
片峰委員	福祉委員会の片峰と申します。今地域で問題がありまして、高齢者の生活がちょっと困っているときに、訪問したときに実は介護保険が受けられない。というのはなぜかということ、同居者されている方がいるんですね。でも同居されている方が障がいを持ってらして、じゃあ地域包括に相談したんですけれども、それが「うちじゃない」というようなことで、今さっきも言われましたように、複合の問題というように私たちは一体どこに相談していったらいいのかというようなことを、ここできちっとできるのかどうか、体制についてお考えをお願いします。
明石会長	個別的な内容で詳しくお聞きしないと多分お答えできないような問題だと思うんですけど、お年寄りがおられて介護は必要ではないかと。
片峰委員	そうなんです。ちょっと身体的に心臓が悪いのでバイパスを入れてらっしゃって、日常生活にちょっと支障をきたしてらっしゃるんですね。
明石会長	子どもさんが障がいをお持ちで。
片峰委員	障がいでもまだ 60 歳前ですので介護保険対象では無いので。
明石委員	どちらの方が介護保険必要なんですか。
片峰委員	高齢者の方に介護保険を使いたいと思った時に、実は使えないと地域包括に相談したら言われたので、そういったことの問題解決は今度その相談体制がこれでできるような仕組みになるのかどうか。
明石会長	なるほど。なかなか、総合相談的な困難事例というか、そこらの仕組みについてお願いいたします。
事務局	先程の素案のほうでも 37 ページ、38 ページにかけてイメージ図を書かせていただいていますけれども、そういった制度の狭間であるとか複合化問題というのが、今この例えば 38 ページの図なんですけれども、上が今の現在の住民主体のネットワークのところなんですけど、先程言われたように包括に相談しても違うと、そこの要は狭間でどうしたらいいのだろうという部分を、今回の素案「連携強化型相談窓口」というのを設置した中で検討を行う、なおかつその部分で地域に返せたらいいんですけども、それ

でも解決しない場合はその下の連携トータルサポートチームということで、行政と相談窓口が一体になって問題解決にあたるという、基本的には総合相談新体制をイメージした図ということで入れさせていただいております。あと先程冒頭説明の中で、一部ちょっとこのイメージ図について、すいません、少し提案があるんですが会長よろしいでしょうか。資料6のほうを見ていただきたいんですけど、資料6でございます。左右案1案2ということで右上に書かれた表でございますが、まず左側の案1につきましては、この計画素案に記載しておりますのと、イメージ図はほぼ同じになります。異なる点といたしましてはコミュニティーソーシャルワーク機能というのが、少し矢印の方を変更しております。あと行政の連携と他のサポートチームの枠を少し大きくしております。地域でのこれまでの活動を、その中で発生した複合化問題、制度の狭間の問題を社協が受け止め、最終的には行政が連携支援をして受け止めるというイメージ図になっております。その右側の案2なんですけれども、こちらは社協と行政を同列に並べて、連携支援を行っていくということで、市の地域福祉計画であるため、行政の社協と連携して複合化問題・制度の狭間の問題に対応していくというイメージ図でございます。この図につきましては前回の会議でもお話があったんですけども、どのような図のほうがいいのかも含めて、少しご意見、ご審議いただけたらと思っております。以上です。

明石会長

ありがとうございます。相談の件はそれでよろしいですかね。図については案1の方はどちらかというと総合的な相談を社協が中心になって受けるようなイメージになってるんですけども、市が作る計画なのでやっぱり市が主体になって、そういう図柄にならないといけないのではないかとというのが私の私見なんですけれども、今日は副会長の川島先生がいらっしゃいませんけども、副会長は案1でもいいのかとおっしゃってるそうなんですけども、やっぱり市が作る計画をやっぱり市が主体的になっているところで書いて、そして他と連携するという、社協かNPOかわかりませんが、そういうふうな図柄になるので、私は案2の方がベターかなと思いますし、さらに市の方が大きくても、どちらかというと市の方が大きくて社協の方が小さくてもいいくらいかなというそういうイメージなんですよ、これね。

安田委員

社会福祉協議会の話ですから、今日、この資料をよく見せてもらって、市の方はこういうふうに考えていると、案として、ただ、私、今社協の会長として参加させてもらってるけど、やはり社協に帰ってちょっと検討させてもらわんと、今すぐ「そうですな、1がよろしいな」「2がよろしいな」とは言われへんから、ちょっと検討させてください。

明石会長	そうですね、どちらも主体になる話ですので主体がどんなふうと考えられるかということで、委員さんにまた持ち帰っていただいて。
安田委員	すいません、よろしいですか。ちょっとそれとちょっと意見だけ言わしていただきたいんですけど、37ページの重点施策のところ、(1)の最後で、「これらの連携した取り組みを通して、社会福祉協議会においてコミュニティソーシャルワーク機能を果たすよう努めます」と書いてあるんやけど、これは社協の言葉であって市の計画でやったら「支援します」と付けてもらわんと「努めます」で書いてあるんやけど、社協が努めますで書いてあるんちょっとおかしいのかなと。「支援します」やったらわかるんやけども、市の計画ですからね。社協の推進計画やったら「努めます」でいいんやけど、その辺はどうなんですかね。
事務局	そうですね。基本的には行政が社協についてもでもバックアップしていく、連携していくということになりますので。
安田委員	よろしいですか。あの先程ずっと全体の説明を聞いて、上手にまとめて作ってあるなという印象はしたんですけども、私、1点気になってるのは、こういう福祉計画を作る時に、川西市は縦長に細長い、それから地域によっていろいろな特徴があると。それを川西市の地域福祉計画で1つの案にさせてしまうのがいいのかどうかという観念があるんです。地域によっては全然文化もまちの生い立ちも違うわけだから、その辺のところをもっと柔軟性を持たれて、実際にやるのは地域の福祉委員さんとかそういう地域の方々が取り組んでるわけだから、その辺のところをもっと地域の方々がやりやすいような、柔軟性を持てるような文言があればと思ったんです。全てこの計画や案をバツと市内全域にかぶせるのも1つの手法かもわからんへんけど、川西はそういう地域の特徴を生かす、なんか方法も考えられないかなという感じがしたんですけども。
明石会長	私が答えるのも何なんですけども、「福祉デザインひろばづくり」というのが川西市の1番大きな特徴で、地域地域によって計画を作って自分ところの地域の課題を解決していくという姿で、ここにも出てきますけども一旦消えてたんですか、あれね。また出たり入ったり。事務局すいません続きの補足をお願いします。
事務局	先程会長が言われましたように、川西は平成15年の地域福祉計画策定のと時から地域ごと、先程言われました南北に細長い、坂道があればそう

じゃないところ、あと色々な地域がありますので、その地域ごとに地域住民の協力のもと、福祉施策を推進していくということで地域デザインという、その地域に応じてデザインしていきましょうということで始まっているんですけども、基本的にはこちらのほう、先程言われましたように地域ごとに色々やり方が違うんですけども、各々今回ワークショップということで14地区を回らしていただきまして、それぞれの意見をいただきました。その部分を先程見ていただきました28ページから30ページにかけて地域ごとの課題もこちらに抽出させていただいております。基本的にこの計画ですべてを網羅することはできませんので、要は地区福祉委員会での地区福祉計画において地区の計画を作っていただいて、その上に社協の地域福祉推進計画があってというところで連動している形での、今の推進体制になっておりますので、地域ごとの異なる内容をすべてこの計画に網羅するのでなくて、地区は地区ごとの地区福祉のその計画のほうで反映していただくことを考えております。

安田委員

今言われた通りで、今、各地区福祉委員会で地区別福祉計画をこれから策定していくわけですね。だから地域によってはその地域の特徴を活かした計画が出てくる可能性もあるわけですね。私ところの社協はこれに基づいてくる推進計画を作っていくわけだから、市の計画と地域の地域別福祉計画とうまいこと連携できるような形で私どもはやらなあかんで、その辺のところ、地域によってはそういう特徴ある計画を出してくる可能性は十分あると私は思うんですね。だからその辺のところを、やっぱり今課長がそういうふうにしてもらって結構ですと言われているので、地域のその辺でこれから策定されると思うけれど、やっぱり市としてはこういう計画を作っていく、1つの網でダツとかぶせるんじゃないしに、そういう特徴を活かすというような形でやってもらえたらありがたいなと、これは私の個人的な考えです。

明石会長

ありがとうございます。その通りだというふうに思います。市の計画としても最大公約数、共通的な問題についてきちっと押さえていくということで、社協のほうは社協のほうで民間の立場で地域福祉をどんなふうに個別に進めていくのか、かなりこういうのは、日本で多分川西だけだと思うんですけども、地区別計画をまず作られているというなことで、それをうまく連動していくようにやっていくということで、地域の良さも全体のそういう最大公約数も活かされていくと思うんですけど、社協の推進計画も作ってる委員会の委員長も私ですので、私にも重大な責任があるなと今感じたばかりなんですけども、そんなふうに進めていかなければいけないのかなと改めて認識を致しました。ありがとうございます、他はいかがでし

<p>小田委員</p>	<p>ようか。</p> <p>前回の地域福祉計画と今回の地域福祉計画の違いは、厚生労働省の社会援護局のほうで最近に至って「我が事・丸ごと」地域共生社会という概念を打ち出されて、それを兵庫県のそして県下の市町の思いを受けて、入れておられるところだと思います。その気持ちは非常に良くわかります。また、なんとなくそういうことはいいなというふうに思うところもあるんですが、一方、どんなに仲の良い夫婦であっても、親子であっても、兄弟であっても、あるいは地域の一人暮らしの方々がお互いにという場合もあるでしょうけれども、すべて「我が事・丸ごと」というふうに言われてしまいますと、何か一人ひとりの人間の自己決定権といいますか、尊厳性といいますか、あるいは自由といいますか、そういうのが侵されてしまうようなそういった面もあるように思います。国のブレーンの方々は、それはあまりおっしゃらないわけですが、とにかく広げればいいんだということだと思いますけれども、それが今申しましたような福祉哲学的に言えば課題を抱えている、また、こんな事をしてもらおうとそれぞれの人間の問題がおかしくなってしまう。またそういうことがある程度ありえるとしてもそれは抑制的といいますか、謙虚にといいますか、そういったふうな格好で記すべきじゃないかと思います。1ページでも36ページでも39ページでも「我が事・丸ごと」の地域づくり、とありますけれども、皆さんお一人おひとりが考えてみられていかがですか。自分自身の人生、こういったふうなものを他の方々に「我が事・丸ごと」と言われて、特にはありがたいような気もするかもしれませんが、逆に、時には今申しましたように自分の尊厳性はどこにあるのか、というふうな問題もあるかと思えます。ですから、もっと謙虚に、あるいは抑制的に書きになった方がいいんじゃないかなというふうに僕は思いますので、今回の地域福祉計画の目玉商品みたいな考え方ですから、大切にすることには異を唱えませんが、今申しましたように一人ひとり、親から生まれて一人ひとり死んでいく、そういったふうなことを「我が事・丸ごと」と取り上げられたら大変だという方もいらっしゃる、その辺のところの組み合わせといいますか、ちょっと考えていただきたいなと思うんです。</p>
<p>明石会長</p>	<p>どうもありがとうございました。他はいかがでしょう。</p>
<p>藤末委員</p>	<p>確認ですが、66ページに「避難行動要支援者の取り組み」について記載されています。これは、自治会で要支援者の方を名簿で登録されていると思いますが、いざ地震などの災害が発災した際に、要支援者の方を避難所等まで避難のお手伝いをするわけですが、その次にとるべき具体的な行動</p>

	<p>など記載が必要だと思えます。例えば危機管理室との連携が重要です。避難所の設備やコメ、水など食料品の受給など被災者が生活するための援助が必要です。11月11日に医師会主催で第15回市民医療フォーラムを開催しますが、今回のテーマは、災害をテーマとして、パネルディスカッションで、地震をはじめとした災害時の要援護者に対する取り組みを企画しています。参考にいただければ幸いです。</p>
明石会長	<p>もっともなご指摘だなというふうに思いますが、事務局いかがですか。</p>
事務局	<p>ご指摘いただいておりますように、避難行動要支援者の取り組みも今回は書いてはおりますが、以前からさせてはいただいております。例えば先程説明しましたように、それぞれの要支援者の方に関しましては、今後一部の方にはもうすでに出来ておるんですけれども、個別支援計画ということで、69ページで先程ちょっと説明の方もさせていただいたんですけれども、まずは避難行動要支援者の個別支援計画ということで、69ページの「要配慮者支援の実行体制確立」ののところなんですけれども、「避難行動要支援者の個別支援計画の策定を地域の避難支援等関係者とともに進めていきます」という部分で進めておるところではございまして、基本的には配慮が必要な方につきましては、地域でなにかあったときにはどのように避難をするのか、行動するのかということをあらかじめ決めさせていただいております。福祉政策課のほうで避難行動要支援者の関係を取り扱っておりますが、基本的には危機管理室とも密に連携を取っておりますので、その記載のほうはこの中では少し抜けているような気もしますので、その部分も含めまして、少し追記の方をさせていただきたいと思っております。</p>
明石会長	<p>よろしいでしょうか。酒井委員さんどうぞ。</p>
酒井委員	<p>私のコミュニティの立場で言わせていただくと、ここに地域の声という、出てるほとんどがそういうコミュニティ関係、自治会関係の方の声に聞こえるんですが、地域分権がスタートして、そして福祉委員会はほとんど14地区あるコミュニティの中の半数以上がコミュニティの傘下に入っていると、そういう中で自治会を対象にコミュニティが動いている中で、福祉委員会は全員対象の利用推進にしていかなければならないという問題がある中で、こういった声がたくさん出てきているということは、この自治会加入率は50%をすでに割って、もう40何%という段階では、非常にコミュニティとしてこういう計画を進めていくのは非常に難しいということが言えるんじゃないかと思えます。何か、自治会に入りましょうと</p>

事務局	<p>か、何とか言う、それに関連する自治会に入ることによってこういうメリットがありますよというようなことも打ち出して欲しいなと考えますが。</p> <p>そうですね、おっしゃられる通り、自治会加入率が下がっていることも聞いておりますので、その部分につきましては、参画協働室の方とも連携をしながらということで、以前からも加入率の公表については広報紙等でも啓発されているんですけども、今後検討していかないといけない課題だと認識しています。</p>
明石会長	<p>これは川西だけではなくて、多くの市町村が自治会数、組織率が50%を切る、これは私が住んでいる豊中も40%台で、どんどん下がって行く一方です。低いだけではなくて、尼崎もそうですね、尼崎もそういう自治会中心の社協の構成を取ってるんですけども、そこも下がっていったるんですね。かなりこう、どこでも社協の組織、自治会の組織率が下がってきているという大きな問題。これは自治会だけではなくて、消防団員になる人も少ない、民生委員さんになる人も少ない、保護司になる人も少ないという、地域を支えていく人たちの今までの従来の組織を、地域を支えていたそういう仕組みがどんどんやせ細って行って、地域の希薄化と言われますけども、ずっと前の地域福祉計画であれば地域で支えるということで結論で終わってたんですけど、地域で支えきれないような状況になって、今、酒井委員さんのご指摘があったということです。他はいかがでしょうか。</p>
多久和委員	<p>今回のこの素案なんですけれども、まだもう一回くらい審議があるのかなと思っているんですね。ただ、私の方はこの10月で改選なって任期が切れますので1つだけ意見として発言したいと思っています。先程、38ページに、今社協の会長がいらっしゃらなくなって残念だなと思っているんですけども、38ページのその「新しい包括的・総合相談支援体制」のイメージ図の方、会長は案の2、そして副会長は1でもいいよというところで、社協の会長は「持ち帰って考えさせて欲しい」というような意見を出されたんです。私はここの委員としての意見を1つだけ言っておかないといけないのかなと、次はないかなと思って。要はこのイメージ図にしても地域福祉計画というのは市が主体となってやっていくべきものだと思うんですね。どちらかといえば社協というのは市から支援をしてもらう立場。先程も前のページでも言われましたね。会長が37ページのところのコミュニティソーシャルワーカーで「努めます」というのはおかしいじゃないかと、それと同じで、やはり支援してもらう立場というのは同等ではないということを含めると、今本当に部長たちに申し訳ないと思うんですけども、どちらかといえば社協のほうに丸投げ的な傾向がありますので</p>

	<p>ね、私はやはり市が表立ってやってるという体制をとるのであれば案2のほうがふさわしいんじゃないかなということだけ意見として申し上げておきます。</p>
五嶋委員	<p>ちょっと教えていただきたいんですけど、色んな施策がそれぞれの課であると思うんですけど、その中で川西市福祉政策の皆さんがこだわっている37ページの包括的とか総合的にやっていくというところはとてもいいと思うんですが、資料1にあった川西市子ども計画の中で、子ども・若者総合センター、こども・若者ステーションというのがキセラですね。「こういうステーション作ります」、これはこれでいいと思うんですけど、この資料の中はほとんど総合的とか包括的とか、若者・障がい者・お年寄りということが全て、ただここには調理台とか和室とかお年寄りが求めている集いの場とか、もし作られるのであれば、なるべく窓口を子どもと若者という建物で閉ざしてしまってるイメージが見えるんですけど、これはあえて何か意味が、どこまでが子どもでどこまでが若者という区別が今後難しくなった時にこの人たちしか使えないのか、この施設が一体どういう目的の福祉計画の中の立ち位置になるのかがわからないなというふうに感じたんですけど。</p>
事務局	<p>このこども・若者ステーションですけれども、少し説明を簡略化してちょっとお伝えがままならなかったのかもわからないですけど、基本的にはこれに関しては、子ども・若者育成支援推進法という法律に基づく中で、こういった若者については概ね30歳未満、あるいはその法に基づいて作られました国の大綱の中では、そういった社会的に円滑な社会生活を営む上で困難を有する若者につきましては39歳まで、といたしますのはこの大綱の中でしっかり定義付けられている部分でありまして、またこのステーションにおけますそういった支援の場といたしましては、この推進法に基づく中で努力規定として、こういった場を設けるということが努力義務として与えられておりますので、その中でこのステーションにつきましては一定こういった限られた年代に対する、いわゆる子ども・若者の範疇に対する支援をする場と限った上で、今回設置となったものというふうに考えていただけましたら結構と思います。先程ちょっと説明の方もさせていただいたんですけども、この素案の60ページから61ページにかけて、一応総合相談体制作りの中で、現状の中で子育てをサポートするであるとか、家庭で悩み、ひどい虐待に関している部分とかを含めて新たな相談体制作りというところで示させていただいてる中で、先程の61ページの行政の方の取り組みの中の施策の～で、子どもからお年寄りまで全て地域を丸ごとというところになってくるんですけど、この若者ステーションが</p>

	<p>できます施設は来年9月に移転するんですが、その中には、今会長おられません、社会福祉協議会であるとか障がい者団体も含めた施設が入居する形になりますので、そのビルが総合福祉センターとしての機能を果たしていくような検討もしていきたいと考えておりますので、今その部分を検討している段階でございます。</p>
明石会長	<p>五嶋委員さんよろしいでしょうか。総合とか包括はついてないけれども、包括というのは行政の大好きな言葉ですけれどもね。</p>
村瀬委員	<p>自殺対策のボランティアをやっている立場から2点お聞きしたいんですけど、自殺対策の3本柱といいますか、それは、1つは啓発でもう1つが相談で、もう1つが連携と、この3本柱で機能していると言われております。それに基づいて1番下の行政の主な取り組みについて、ちょっと書き方難しいかもしれませんが、この3つの柱に沿ったような書き方で「連携・啓発・相談」ということが明確にわかるような形にならないのでしょうかということで、検討いただければありがたいなと思います。それと2つ目なんですけども、命の授業ということで、若者を対象とした自殺対策が今進行中です。今後も若年層に視点を当てた自殺対策を進めていくのであるならば、担当課は福祉政策課だけではなくて、教育委員会の協力も当然必要になってくるのではないかと考えておりますので、どちらも合わせてご検討のほど、よろしく願いいたします。</p>
明石会長	<p>2点検討していただきたいというご意見です。</p>
事務局	<p>貴重な意見ありがとうございます。今2点おっしゃられた通り、その件についてはこの計画に盛り込むような形で検討してまいりたいと考えております。</p>
明石会長	<p>もう4時をちょっとまわったんですけども、他にご意見ございませんでしょうか。</p>
片峰委員	<p>この地域におけるケアシステムの充実というところ、63ページ、64ページの方に「福祉ネットワーク会議」の場を活用して、地域や関係機関等との情報共有を図り、地域の実情にあったケアシステムの取り組みとあるんですけど、今協議体の問題があって福祉委員会としては、やっぱり見てもわかるように、コミュニティをベースにこの福祉計画が出来ていると思うので、できましたらそこら辺もコミュニティベース、要するに小地域地区別に小学校区ごとに問題解決の場を作っていただくほうがいいのでは</p>

	<p>ないのかなと思っています。</p>
明石会長	<p>これは地域によっては中学校区で考えてたり、小学校区で考えていたりするわけなんですけど、小学校単位で協議体を考えていただきたいというご意見なんですけど、事務局からどなたがお答えいただけますか。</p>
事務局	<p>長寿・介護保険課の井口です。現在、協議体ということで、策定とか取り組み始めさせていただく時には、中学校区単位、日常生活圏域ということで、中学校単位で協議体を進めてきておる状況でございました。実際、本年いろいろ協議体の皆さんとお話をする中で、中学校区単位で話ができるところともうちょっと小さい地域でしたほうがやりやすいよというふうな、色んな意見をいただいた状況の中でありまして、今そちらの意見を踏まえまして市の方でどう今後していくかというところを検討しておりまして、検討結果がまとまりましたら皆様のほうにもお伝えをさせていただきたいと考えておりますので、もうしばらくお時間をいただけたらと思っています。</p>
明石会長	<p>ありがとうございます。これは今どこの市町村も、今それでそういった問題をやってみたいですね。市でやるのか社協でやるのか、校区をどうするのか、人材どうするのか、いろんな課題が今両者の中にあるみたいですね。</p>
片峰委員	<p>近隣はみんな社協さんが窓口となっているそうです。</p>
明石会長	<p>他はございませんかね。ないようでしたらぼちぼち閉めたいと思うんですけど、私から最後に1点だけ、ちょっと事務局にお願いをしておきたいと思うんですけども、こういう計画を作る時には、計画を作ったり作ったもんを作るだけではなく、進めていくためには行政の中の連携といいますか、最後の進捗状況のところにも関係するんですけども、前はプロジェクトチームを作っていたいただいて、地域福祉計画と他の課の事業計画はどんなふうに関係していくのかということで摺り合わせをして、そして作っていただいたので「今回は作っていただいていますか」というふうにお尋ねしたら「これから作ります」というお返事やったんですけども、どうも作っておられる様子はない。もう1点は、我々が今5人の課長さんの方からいろいろな説明を受けましたけれども、今までまったくその説明を受けていなかったんで説明を受けないでその重要な事項をどんなふうにして審議するんだというふうに投げかけをしたら、今日のご説明をしていただいたんで、その約束は果たしていただいたのかなというふうに思っています。もう1つの感想なんですけども、どうも最初に地域福祉計画と他の計</p>

画とはどんなふうに関わっているのかという、あるいはそのどういうふうに関わったらいいのかというご意見を求めたんですよ、最初にね。その時に、謙遜かもわかりませんが、あまり知識を持ち合わせていないので勉強不足であるという言葉もあったり、あまり具体的なお話が無くて一般的なご意見で終わっていたので、果たして本当にこの地域福祉計画をよく理解していただいているのかなという感じはいたしました。ただ内容については、各課の取り組みはきちっと事業の中に入れていただいておりますので、それは実現していけるのかなというふうに思いますけれども、この計画の進捗 94 ページのところ「健康福祉部局をはじめ関係部局担当課との連携・情報共有に努めます」と、これは絵に描いた餅ということわざに終わらないように、これからやっぱりしっかり地域のいろんな問題を各課と、特に福祉政策課が中心になって情報共有していただいて、今度の計画を作る時に、また各課が出てきていただくということではなくて、日々やっぱりそういう、例えば年に四半期ごとに進捗状況をしっかり話し合っていて、地域の声をお互いに反映させて、よりよいその地域福祉あるいは川西の福祉を作っていただくような、実質的な進捗をしていただきたいと思います。それからもう一つ、関係課の課長さんをお願いがあるんですけど、この地域福祉計画を作ったときに市民へのアンケートをやったんですけど、その時の自由意見をぜひ読んでいただきたいと思うんです。非常に川西市の福祉を評価されている意見と、非常に厳しく批判をされている意見とはっきり分かれてるんです。見ていただいたらどこの課が一番厳しく批判をされているかというのは、部長さんわかりますよね。ということなので、それが市民の全部ではないと思うんですけど、どういうところに批判が集中しているのか、ここら辺も是非読んでいただいて、声を受け止めて福祉を進めて行っていただきたいと思います。すいません、いつもきついことばかりいいまして申し訳ないですけど、ということで4時までで終わりたいと言っていましたけど、過ぎておりますので、もしもご意見がなければこれで閉会したいと思いますですがよろしいですか。本日は大変貴重な意見をいただきまして、ありがとうございました。それでは事務局のほうにバトンをお返しいたします。

事務局

どうもありがとうございました。長時間に渡りましてご審議いただきまして、ありがとうございました。本日皆様からいただきましたご意見、ご提言につきましては、次回までに当該素案に反映させていただくように検討を加えてまいりたいと考えております。なお、冒頭に申しました資料の一番最後に付いておりますご意見、この用紙ですけれども、またお帰りになられて今日の内容で、あるいは計画素案にお気づきの点、ご指摘ある点がございましたら、恐縮ですけれども、今月末の10月31日と期限を切って

おりますけれども、お手元に封筒も用意しておりますので郵送ないしはファックスでご意見いただければありがたいと思っております。それでは本日の審議はこれで終了したいと思います。なお本日お車でお越しの方、事務局に申し出ていただければ駐車券をお渡ししますのでよろしくお願い致します。それではこれをもちまして第3回の社会福祉審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。